公立大学法人奈良県立大学コンプライアンス推進規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学組織規程第9条に規定するコンプライアンスの推進について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ ろによる。
- (1)「コンプライアンス」とは、法令、公立大学法人奈良県立大学(以下「法人」という。)の規程、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守することをいう。
- (2)「役職員・学生」とは、次に掲げる者をいう。
 - ア 法人の役員
 - イ 法人に常時勤務する教職員
 - ウ非常勤教員
 - 工 学術研究員
 - オ 奈良県立大学の学生
 - カ 附属高等学校の生徒

(役職員・学生等の責務)

第3条 役職員・学生等は、常にコンプライアンスを踏まえ、行動しなければならない。

(コンプライアンス推進委員会)

第4条 法人におけるコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第5条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
- (1) コンプライアンスの推進に係る基本方針の策定に関する事項
- (2) コンプライアンス遵守の実施状況に関する事項
- (3) コンプライアンスの推進に係る啓発に関する事項
- (4) コンプライアンスの取り組みに係る理事長への助言、提言に関する事項
- (5) その他コンプライアンスの推進に係る重要事項

(委員)

- 第6条 委員会は次に掲げる者をもって構成する。
- (1) 副理事長

- (2) 常務理事
- (3) 副学長
- (4) 学部長
- (5) 学生部長
- (6) 学術情報部長
- (7)地域創造研究センター長
- 2 附属高等学校にかかる案件については、前項の委員に附属高等学校長を加える。

(委員長)

- 第7条 委員会に委員長を置き、副理事長を持って充てる。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(通報制度)

- 第8条 法人における通報対象行為の早期発見と是正を図るとともに、通報を行った 役職員・学生等及び学外者を保護し、コンプライアンスを推進することを目的とし て、通報制度を設ける。
- 2 通報制度については、公立大学法人奈良県立大学公益通報及び外部通報に関する 規程の定めるところによる。

(事務)

第9条 この規程を実施するための事務は、事務局総務課において行う。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年7月18日から施行する。

附則

この規程は、平成30年6月15日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。